

## 年少射撃資格講習会のお知らせ

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第9条の14第1項の規定による年少射撃資格の認定のための講習会（以下「講習」という。）を次のとおり実施する。

令和8年5月28日

沖縄県公安委員会

- 1 講習日時等  
令和8年7月12日（日曜日）午前9時30分から午後2時30分までの間  
※ 同日午後3時から午後4時までの間、修了考査（正誤式テスト）を実施し、一定基準以上の正答があった受講者に年少射撃資格講習修了証明書を交付する。
- 2 講習場所  
那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県警察本部
- 3 受講定員  
20名
- 4 受講対象者  
沖縄県内に住所を有する者で、法第9条の13第1項の規定による空気銃の年少射撃資格認定を受けようとする者
- 5 受講申込みに必要な書類  
(1) 年少射撃資格講習受講申込書（提出前6月以内に撮影した無帽、無背景、正面、縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの顔写真を貼付したものに限り。） 1通  
(2) 講習受講手数料（手数料9,800円分は、沖縄県証紙により、受講申込書提出時に納付すること。なお、既納の手数料は、還付しない。）を貼付した納付書 1通
- 6 受講申込手続等  
(1) 受付期間  
令和8年6月22日（月曜日）から同月29日（月曜日）までの公休日（慰霊の日）、土曜日及び日曜日を除くそれぞれの日の午前8時30分から午後4時まで。  
ただし、受講定員に達した場合は、申込期間内であっても受付を締め切ることがある。  
(2) 申込先  
住所地を管轄する警察署の生活安全課  
(3) 受講申込みの際には、上記5に掲げる受講申込書を持参の上、上記6(2)に掲げる申込先に受講希望者が提出することとし、郵送による申込み及び受講希望者以外の者が行う申込みは受け付けない。  
ただし、受講希望者が就学者である場合は、同居する監護者（以下「監護者」という。）が上記5に掲げる書類を持参の上、上記6(2)に掲げる申込先に提出できるものとし、申込時に監護者の身分証明書及び受講希望者と監護者の関係が疎明できる書類を提示して確認を受けること。  
(4) 講習テキスト（空気銃・空気拳銃取扱読本）は、令和8年7月2日（木曜日）から同年7月8日（金曜日）までの土曜日及び日曜日を除くそれぞれの日の午前8時30分から午後4時までの間に受講申込みをした警察署の生活安全課で受領すること。
- 7 その他  
(1) 講習の当日は、筆記用具及び講習テキスト（空気銃・空気拳銃取扱読本）を持参して、午前9時から午前9時20分までの間に沖縄県警察本部1階ロビーで受講手続を終えること。  
(2) 受講についての問合せ先  
那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県警察本部生活安全部生活安全企画課  
電話番号（098）862-0110（内線3034又は3035）又は沖縄県内の最寄りの警察署の生活安全課